

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分基準

### (目的)

- 1 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3及び法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)並びに法第15条の2の7及び法第15条の3の規定に基づき、許可の取消し又は事業の停止若しくは施設使用の停止(以下「行政処分」という。)を命ずる場合の基準を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

- 2 この基準における用語の定義は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)で定めるところによる。

### (対象)

- 3 この基準に基づく行政処分の対象者は、法第14条第1項若しくは同条第6項又は法第14条の4第1項若しくは同条第6項の規定に基づき、茨城県知事から産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)及び法第15条第1項の規定に基づき、茨城県知事から産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者(以下「施設設置者」という。)とする。

### (処分基準：法第14条の3及び法第14条の3の2関係)

- 4 法第14条の3及び法第14条の3の2の規定に基づき、許可業者に対して行う行政処分の基準は、次のとおりとする。ただし、6及び7における軽減及び加重措置を講じた場合は、この限りでない。

- (1) 別表1に掲げる要件に該当したときは、許可を取り消すものとする。
- (2) 別表2に掲げる要件に該当したときは、90日間の事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。
- (3) 別表3に掲げる要件に該当したときは、60日間の事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。
- (4) 別表4及び別表7に掲げる要件に該当したときは、30日間の事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。
- (5) 別表5に掲げる要件に該当したときは、応急措置に必要な期間の事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。
- (6) 別表6に掲げる要件に該当したときは、改善に必要な期間の事業の全部又は一部の停止若しくは改善不可能な場合は許可の取消しを命ずるものとする。

(7) その他の違反行為をしたときは、15日間の事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

(処分基準：法第15条の2の7及び法第15条の3関係)

5 法第15条の2の7及び法第15条の3の規定に基づき、施設設置者に対して行う行政処分の基準は、次のとおりとする。ただし、6及び7における軽減及び加重措置を講じた場合は、この限りでない。

(1) 別表1に掲げる要件に該当したときは、許可を取り消すものとする。

(2) 別表2に掲げる要件に該当したときは、90日間の施設使用の停止を命ずるものとする。

(3) 別表3に掲げる要件に該当したときは、60日間の施設使用の停止を命ずるものとする。

(4) 別表4及び別表7に掲げる要件に該当したときは、30日間の施設使用の停止を命ずるものとする。

(5) 別表5に掲げる要件に該当したときは、応急措置に必要な期間の施設使用の停止を命ずるものとする。

(6) 別表6に掲げる要件に該当したときは、改善に必要な期間の施設使用の停止又は改善不可能な場合は許可の取消しを命ずるものとする。

(7) その他の違反行為をしたときは、15日間の施設使用の停止を命ずるものとする。

(軽減措置)

6 次のいずれかに該当する場合は、行政処分において軽減措置を講ずることができ。この場合、許可取消における軽減は90日の事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止とし、事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止における軽減は一般基準日数の2分の1を限度とする。

(1) 違反行為について情状酌量の余地があると認められるとき。

(2) 違反行為後、自主的に是正措置を講じたと認められるとき。ただし、初犯に限る。

(3) その他、軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(加重措置)

7 次のいずれかに該当する場合は、行政処分において加重措置を講ずることができ。この場合、加重日数は一般基準日数の2倍を限度とし、加重措置の結果事業等停止期間が90日を超える場合は許可取消処分へ移行する。

(1) 事業等の停止命令を受ける事情が悪質であり、許可業者又は施設設置者として適格性を欠くと判断できるとき。

( 2 ) その他 , 加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

付 則

- 1 許可業者に対しては , 茨城県外における違法行為についても , 本基準に基づく行政処分を行うことができる。
- 2 この基準は , 平成 2 0 年 1 月 8 日から施行する。
- 3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分基準」(平成 1 4 年 3 月 2 2 日制定)は廃止する。

付 則

この基準は , 平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

許可の取消しの要件	処分内容
無許可営業（法第 25 条第 1 項第 1 号） 不正手段による営業許可取得（同項第 2 号） 無許可事業範囲変更（同項第 3 号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第 4 号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第 5 号） 委託基準違反（同項第 6 号） 名義貸しの禁止違反（同項第 7 号） 施設無許可設置（同項第 8 号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第 9 号） 施設無許可変更（同項第 10 号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第 11 号） 無確認輸出（同項第 12 号） 受託禁止違反（同項第 13 号） 不法投棄（同項第 14 号） 不法焼却（同項第 15 号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第 16 号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第 2 項） 委託基準違反，再委託禁止違反（法第 26 条第 1 号） 施設改善命令・使用停止命令違反，改善命令違反（同条第 2 号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第 3 号） 無許可輸入（同条第 4 号） 輸入許可条件違反（同条第 5 号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号） 無確認輸出予備（法第 27 条）	許可取消し

別表 2

事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止	処分内容
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第 28 条第 2 号） 虚偽管理票交付（法第 29 条第 8 号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第 13 号）	停止 90 日

別表 3

事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止	処分内容
施設使用前検査受検義務違反（法第 29 条第 2 号）	停止 60 日

別表 4

事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止	処分内容
保管届出義務違反（法第 29 条第 1 号（法第 12 条第 3 項又は法第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 29 条第 3 号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第 4 号） 管理票回付義務違反（同条第 5 号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第 6 号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第 7 号） 引受禁止違反（同条第 9 号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第 10 号） 電子管理票虚偽登録（同条第 11 号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第 12 号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（同条第 14 号） 処理困難通知保存義務違反（同条第 15 号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第 16 号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第 30 条第 1 号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反，虚偽届出（同条第 2 号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第 3 号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第 4 号） 処理責任者等設置義務違反（同条第 5 号） 報告拒否，虚偽報告（同条第 6 号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第 7 号） 技術管理者設置義務違反（同条第 8 号）	停止 30 日

別表 5

事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止	処分内容
事故時応急措置命令違反（法第 29 条第 17 号）	応急措置に必要な期間の停止

別表 6

許可の取消し等の要件	処分内容
法第 1 4 条の 3 第 2 号及び法第 1 4 条の 3 の 2 第 2 項並びに法第 1 5 条の 2 の 7 第 1 号 , 第 2 号及び法第 1 5 条の 3 第 2 項	改善に必要な期間の停止又は許可取消し ( 改善が不可能な場合 )

別表 7

事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止	処分内容
法第 1 4 条の 3 第 3 号及び法第 1 5 条の 2 の 7 第 4 号	停止 3 0 日